

## ■第 3 号議案への修正案

対象議案	第 3 号議案 私たちのめざす新しい社会ビジョン		
対象項目	項目の追加		
修正内容	日本国憲法に「環境原則」を追加する提案		
修正理由	<p>憲法は国家統治の基本的事項を定め、他の法令で変更することの出来ない国家最高の法規範であるにもかかわらず、現行憲法では「環境」についてまったく触れていません。</p> <p>現在の地球温暖化などに代表される地球規模の環境問題の急速な悪化、依然として放射能を撒き散らしている福島原発、廃棄物や化学物質の量の増大や質の変化など身の回りにある環境問題は、私たちの持続的な生存を脅かすレベルに至っています。</p> <p>その重大性を考えれば、持続可能な社会を将来世代に継承する観点から、環境保全という人間の生活や経済活動にとって最も重要な基本的事項を憲法に書き込むべきであり、今その努力を怠れば、次世代に大きな禍根を残すこととなります。</p> <p>現行憲法の 3 原則とされる①主権在民（国民主権）、②戦争の放棄（平和主義）、③基本的人権の尊重、と並び、社会の持続性が重要な課題となる今世紀においては、あらゆる生命の基盤である環境の保全（環境原則）を第 4 の原則として憲法に明確に位置づけるべきと考えます。</p> <p>現在の政府は原発に関しても、明確なビジョンや戦略を持たず、何ひとつ決められない諸問題を、各政党間で足の引っ張り合いをしている状況が続いています。その間、温暖化や生物多様性の問題は深刻度を増し、国連や各種のサミットの間等では、その対応が国際政治の最重要な課題として浮上しています。</p> <p>私たちは、このような動きが示す環境問題の重要性、緊急性にかんがみ、社会の持続性を確保するため「環境原則」を憲法に追加するよう、第 3 号議案 「私達のめざす社会ビジョン」の冒頭に追加するように提案します。</p> <p>従いまして、21 世紀の新党（仮称みどりの党）を立ち上げることに對して、既成政党や他の新党に対して差別化を考えませんと新党の特長がアピール出来ず、選挙戦で埋没しかねません。</p> <p>また本提案は平和憲法（第 9 条）には一切触れておりません。</p>		
提出者	お名前	ご住所（市区町村まで）	TEL もしくは e-mail
代表者	中山茂	千葉県成田市	
	山本雅子	埼玉県さいたま市	
	松島高士	千葉県野田市	
	会津素子	千葉県成田市	
	大橋一郎	千葉県成田市	
	三田浩二	千葉県成田市	

対象議案	第4号議案 基本政策 環境 の<公開・参加・司法アクセス確保し、環境行政の健全化を図る> 第3号議案 社会ビジョン		
対象項目	第4号議案基本政策 環境の<公開・参加・司法アクセス確保し、環境行政の健全化を図る> を第3号議案社会ビジョンに◆オーフス条約の締結・加盟 に差し替える。		
修正内容	<公開・参加・司法アクセスを確保し、環境行政の健全化を図る>はオーフス条約の3大権利であり、【基本政策】では矮小化しすぎている。ここは【社会ビジョン】に格上げをし、国内外にアピールすることが、仮称みどりの党にふさわしいと考える。		
修正理由	<p>リオ宣言第10原則において、環境問題を解決するためには、あらゆる市民の参加が必要であると謳っています。</p> <p>オーフス条約は</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 環境問題における情報へのアクセス権</li> <li>② 環境における政策決定への参加権</li> <li>③ 司法へのアクセス権</li> </ol> <p>この3つの権利を NGO(NPO)も含め、全ての市民に保障することにより、環境権を保護することを目的とし、1998年国連欧州経済委員会で採択されました。欧米先進国にとって、当たり前のこの条約ではありますが、EU諸国が環境市民参加条約づくりに、熱心に取り組んだことは、東欧諸国に少なからず影響を与えました。</p> <p>それらの国々の環境問題を改善するためには、民主主義を根付かせ、市民の力で環境法が適切に執行されるような社会の構築が不可欠であり、その結果これらの国々が続々とEUの加盟を希望してきました。</p> <p>さらにオーフス条約では、NGO-NPOの役割が強調されています。</p> <p>NGO-NPOには、不特定多数の人の環境利益を組織化し、また自然の利益を代表して適切に決定に反映させることが期待されています。EUの大規模な環境 NGO-NPOは環境保全のための実践活動を行なうとともに、意見書の作成、議会でのロビーイング活動、訴訟等事案に応じて多様な手段を選択し、政策形成に大いに寄与しています。オーフス条約は行政だけではなく、環境に関わる一定の公益事業者（電力、鉄道等）にも情報開示が義務付けられています。</p> <p>これまで日本では、情報公開、参加、および訴訟（司法）は、3つ揃って初めて有効に機能するという考え方に乏しかった。</p> <p>現在世界各国で44か国が加盟していますが、日本も民主主義と法治主義を根付かせることが不可欠の視点と考えますし、加盟促進を働きかける必要があります。</p>		
提出者 代表者	お名前	ご住所（市区町村まで）	TEL もしくは e-mail
	中山茂	千葉県成田市	
	藤原朋広	茨城県守谷市	
	山本雅子	埼玉県さいたま市	
	松島高士	千葉県野田市	
	大橋一郎	千葉県成田市	
	三田浩二	千葉県成田市	